

公益社団法人広島県薬剤師会地域・職域薬剤師会運営費負担金 交付に関する内規

(趣旨)

第1条 公益社団法人広島県薬剤師会（以下「本会」という。）は、定款第3条の目的及び定款第4条の事業を達成するため、定款第43条の地域・職域薬剤師会との連携協力を推進する観点から、当該地域・職域薬剤師会の適正な運営を図るため、その業務運営に要する費用の助成を行うこととする。

(負担金の額)

第2条 交付する負担金の額の算出は、公益社団法人広島県薬剤師会会費規程に基づく受取年会費（以下「受取会費」という。）を基礎として、次の各号に定めるところにより算出した額の合計とする。

- (1) 5月31日までに納入した場合は、受取会費に対して5%とする。
- (2) 8月25日までに納入した場合は、受取会費に対して1%とする。

(交付の時期等)

第3条 第2条において計算された負担金の額及び交付の時期については、速やかに地域・職域薬剤師会に通知するものとする。

(委任)

第4条 この内規に定めるもののほか、負担金に関し必要な事項は、理事会が決定する。

(内規の制定及び改廃)

第5条 この内規の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

この内規は、平成26年度分の負担金から適用する。